

京都大学	博士（人間・環境学）	氏名	奥田恒
論文題目	政策デザインによるウィキッド・プロブレムへの対処戦略 ——公共政策の合理性と受容可能性はいかに両立しうるか——		
(論文内容の要旨)			
本論文は、政策デザインに関するさまざまな議論を比較・検討し、ウィキッド・プロブレムに有効に対処しうる政策デザイン論を提示したものである。「ウィキッド・プロブレム」とは、問題の定義がステイクホルダーごとに異なる問題を指す。こうした問題は、その定義自体が論争的であるとともに、解決にあたってはステイクホルダーとの関係構築が重要な課題となる。よって、ウィキッド・プロブレムに対処するには、合理的な問題解決だけでなく、ステイクホルダーの受容可能性を確保することもまた求められる。 第1章と第2章では、主に合理的な問題解決を目指すアプローチを扱っている。第1章は、リンダーとピーターズが提案したデザイン・パースペクティブ・アプローチを主題とし、このアプローチが目指す合理性のレベルが、政策デザイン論の核心的要素であると論じる。第2章では、このアプローチを引き継ぎ、効果・効率を最大化するよう理論的修正をおこなったハウレットの政策統合アプローチを扱った。検討の結果、いずれのアプローチも、価値や利害を異にするステイクホルダーの受容可能性の確保という課題に適切に取り組むことができず、ウィキッド・プロブレムへの対処戦略としては不十分であることが明らかとなった。この問題は、フッドのいう「儉約性」のみを追求した結果生じたものである。それゆえ、他の二つの価値、すなわち公正さにかかわる「誠実性」と、長期的な政策を可能にする「持続性」を備えた政策デザイン論が求められる。 第3章では、主要なステイクホルダー間の合意形成と、彼らが有する知識の活用を政策専門家に求める、ボブrowとドライゼックの解釈学的政策分析を擁護している。このアプローチでは、政策デザイナーは多様なステイクホルダーの間で中立的なファシリテーターとして振る舞い、合意形成を支援するとされている。検討の結果、ボブrowらの提案は、ウィキッド・プロブレムへの対処戦略として高く評価できるが、その一方で、以下の難点も抱えることが明らかとなった。第一に、有力なステイクホルダー以外の政策対象集団に配慮できず、政策への不満を増大させかねないこと。第二に、政策デザイナーに大幅な裁量を認めるため、問題解決の成否も属人的になりかねないことである。 第4章は、政策の受容可能性を確保するべく、ステイクホルダーの「心理学的な事実」、とりわけ解釈学的政策分析が十分に考慮しえない、弱いステイクホルダーの「心理学的な事実」にいかに関心し、政策改善に活用するかを課題とする。本章では特に、「権力」と「公的イメージ」という二つの基準にもとづき政策対象集団を分類し、政策によって利益を受けづらく、負担を負いやすい集団をあらかじめ予測し、救済する構想を提示した、シュナイダーとイングラムの「民主主義のための政策デザイン」の議論に注目する。考察の結果、このアプローチは、政策がもたらす価値や理想を客観的な基準として提示し、現実の政策状況を評価する視点をもたらす点に大きな意義があり、解釈学的政策分析と相互補完的な関係に立つと評価できることが明らかとなった。			

第5章では、合理的な問題解決と受容可能性を両立しうるアプローチを検討する。それが、「民主主義のための政策デザイン」の提案を組み込んだ政策ポートフォリオ・アプローチである。政策ポートフォリオ・アプローチとは、もともとドレマスやハウレットにより提唱された、複数の政策の組み合わせの評価方法に関する提案である。本論文では、この政策ポートフォリオ・アプローチを拡張し、ハウレットらが提唱した効果・効率にもとづく組み合わせのみならず、シュナイダーとイングラムが提唱した公正・信頼をも含んだ構想を提案している。政策ポートフォリオ・アプローチの利点は、例えば「効率か公正か」といった単純な二者択一を避けられる点にある。このアプローチは、複数の政策目標が相乗効果を持つのか、あるいは、リスクヘッジとして働くのか、あるいは深刻な矛盾をきたすものかを明らかにしたうえで、目標間の衝突を可能な限り避けられるような、きめ細かな政策調整を行うための新たな見方を提供するものである。

また、以上の議論を踏まえ、政策デザインに関するさまざまな議論は、次の二つの基準にもとづき分類可能であることも明らかとなった。すなわち、第一に、問題解決を志向するか、政治的・分配的な調停を志向するかであり、第二に、政策デザイナーに裁量を委ねて問題解決を進めるか、客観的な基準を示して政策を評価する視座を提供するか、である。重要な点は、政策ポートフォリオ・アプローチを採用することで、これらの議論を無理なく両立させ、補完的な関係に置くことが可能になったことである。これにより、ウィキッド・プロブレムに対する有効な対処戦略を提示することができたと考えられる。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、ウィキッド・プロブレムへの対処戦略という観点から、政策デザインに関するさまざまな議論を適切に整理・再構成したうえで、申請者自身のオリジナルな提案をおこなった、意欲的な論考である。欧米では20世紀後半から、政策デザインに関して膨大な議論が蓄積されてきたが、それらの議論を深く理解したうえで、その全体像をクリアに描き出し、さまざまな議論同士の関係について考察した論考は、欧米においてすら非常に少ない状況にある。また、日本では、政策デザイン論そのものが、近年ようやくわずかに紹介されるようになった段階であり、いまだに政策立案における漸進主義と包括的合理主義の相克が問題とされている状況にある。そもそも政策デザイン論はこうした不毛な二項対立から抜け出すことを目的とした議論であり、学術的にも実践的にも非常に重要な研究領域のひとつである。こうした状況のもと、本論文は、欧米における政策デザインに関する議論を広範にレビューしたうえで、代表的な議論を巧みに整理し、それぞれのメリットとデメリットを正確に見極め、説得的に議論の全体像を提示している。本論文の意義のひとつは、まさにこの点にあると考えられる。

本論文の第二の意義は、単なる理論の紹介にとどまることなく、実際の政策立案に寄与・貢献できるようなアプローチの構築をつねに意識し、そのような観点から、オリジナルなアプローチを提案していることである。一般に、「政策を立案する際にはできるだけ多くの要素を考慮すべきである」といわれるが、その内実を理論的に掘り下げた研究は少ない。これに対して、本論文は、先行研究を踏まえつつ、政策デザインの核心的要素は何か、ウィキッド・プロブレムへの対処に求められる戦略はいかなるものかを検討することで、「実現可能なレベルでの合理性」、「ステイクホルダーの受容可能性」、「道具としての使いやすさ」という三つの要素を兼ね備えた政策デザインのあり方を具体的に示すことに成功している。とりわけ、これら三つの要素を実現すべく、ポートフォリオ・アプローチに着目し、その拡張を提案した点は、高く評価される。

本論文の第三の意義は、政策デザインに関するさまざまな議論を整理するに際して、「ウィキッド・プロブレム」に着目した点である。ウィキッド・プロブレムに対処するためには、ステイクホルダーがどのように問題を定義しているかを踏まえつつ、同時に、問題を合理的に解決しうる手法について検討する必要がある。政策デザインに関するさまざまな議論を、こうした解決困難な問題への対処戦略として捉えなおすことにより、従来とは異なった視点から先行研究を評価できたと考えられる。具体的には、①政治的分配志向か問題解決志向か、②政策デザイナーに裁量を与えて問題解決を進めるか客観的な基準を示して政策を評価する視座を提供するか、という二つの軸を用いることにより従来の議論を再整理したことは、大きな学術的価値を有するものとして評価できる。

最後に、本論文の四つ目の意義として、部分的ではあるものの、規範的政治理論と政策デザイン論の接合が試みられている点があげられる。一般に、政策デザイン論は実践的・技術的な議論として捉えられており、ときに民主主義にも言及はなされるものの、基本的には規範的政治理論とはまったく別物と考えられている。しかし、これに対して本論文はミラーやクカサスといった政治理論研究者の議論を援用し、政策デザインに関する議論をおこなううえで、そうした議論を参照することには大きな意義があることを示唆している。とりわけ「心理学的な事実」に着目することで、政策デザイン論において、なぜ民主主義や承認をめぐる問題を無視しえないかを示した点は高く評価される。本論文は、このような議論

を提示することによって、政策デザイン論として、ほぼ未開拓な領域を切りひらいたものとして評価できる。

なお、本論文は基本的に理論研究であるが、今後はさらにこの論文で得られた知見を、実際の社会問題や公共政策に応用することで、より実践的な研究へと発展できる可能性も秘めている。今後の研究の進展も大いに期待できるものと評価できよう。

以上から明らかなように、本論文は、ウィキッド・プロブレムに着目することで、政策デザインに関する議論を新たな視点から整理しなおし、その射程を示した研究として高く評価できる。また、実現可能な公共問題解決のための戦略の提示という、実践的意義を有する課題に正面から取り組み、現実的かつオリジナルな提案をおこなった点も評価できるものである。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成31年1月18日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 年 月 日以降